



平成29年6月2日

各 位

会 社 名 大黒屋ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小川 浩平
(コード番号 6993 東証第二部)
問 合 せ 先 総務部長 岩瀬 茂雄
(TEL. 03-6451-4300)

当社子会社の株式の併合に関するお知らせ

大黒屋ホールディングス株式会社（以下、「当社」といいます。）の子会社である大黒屋グローバルホールディング株式会社（以下、「大黒屋グローバル」といいます。）は、平成29年6月2日開催の取締役会において、下記のとおり、平成29年6月28日開催予定の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）を招集し、本定時株主総会に「株式併合の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式併合を行う会社の概要

①名称	大黒屋グローバルホールディング株式会社	
②所在地	東京都港区港南4-1-8	
③代表者の役職・指名	代表取締役社長 小川浩平	
④事業内容	投資事業	
⑤資本金	6,757百万円	
⑥設立年月日	昭和53年6月21日	
⑦大株主及び持株比率	大黒屋ホールディングス株式会社 : 70.4% オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社（※） : 17.0%	
⑧上場会社との関係	資本関係	当社の連結子会社に該当いたします。
	人的関係	当社は大黒屋グローバルホールディング株式会社に対して、代表取締役である小川浩平を代表取締役として、取締役である辛羅林及び鞍掛法道を取締役として、監査役である永井卓を監査役として、それぞれ派遣しております。

	取引関係	資金の借入を行っております。
	関連当事者への該当状況	当社の連結会社となるため、関連当事者に該当いたします。

※オリオン・キャピタル・マネージメントは、当社の100%子会社である（株）エス・ビー・オー（以下、SB0といいます。）がその株式の100%保有する会社であり、当社の孫会社であります。

2. 株式併合の目的及び理由

大黒屋グローバルは、（株）大黒屋及びSPEED LOAN FINANCE（以下、「SFL」といいます。）を子会社とする、投資事業を営む当社連結子会社です。（株）大黒屋につきましては、今期以降の出店計画により増収増益を見込んでおります。また、SFLにつきましては、英国のEU離脱問題等含め経済環境が不安定であることによる影響を受け業績が期待通りに回復していないこと、また内的要因としては店舗・人員等の見直しによるコスト削減に当初予想よりも時間がかかっている状況ではありますが、今後のコスト削減努力により、利益改善を図る方針です。こうした中、当社グループの企業価値最大化を検討する中で、大黒屋グローバルの株式を当社が間接保有を含め100%とすることにより、さらに大黒屋グローバルの収益を取り込むことが最善であると判断いたしました。

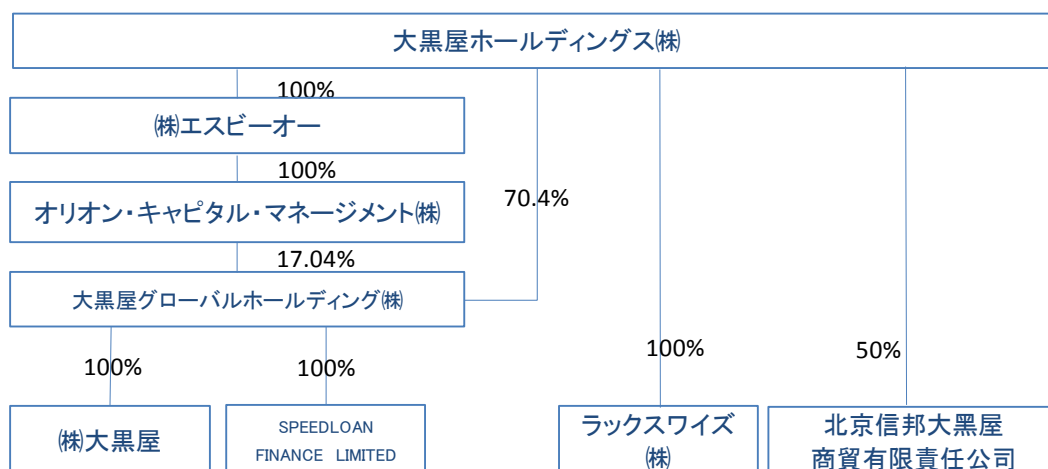
一方で、大黒屋グローバルにおいては、現在多数存在する少数株主を含めた株主構成を、当社グループに限定することにより、株主総会開催に係るコスト削減などについて、一定のメリットがあると判断し、現在当社及びオリオン・キャピタル・マネージメント（株）で87.5%保有し残りを一般株主が保有している大黒屋グローバルの普通株式（以下「大黒屋グローバル株式」といいます。）の併合（以下、「本株式併合」といいます。）をすることとしました。具体的には、本定時株主総会における承認を条件として、大黒屋グローバル株式について、3,400,000株を1株に併合する株式の併合を実施することになります。

なお、上記検討と並行して、（株）大黒屋及びSFLのさらなる収益向上策を検討しておりましたところ、当社平成29年5月23日付「当社グループのさらなるグローバル化の推進に向けたCITICとの資本業務提携関係の強化に向けた「覚書」の締結、及び当社子会社による株式併合に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、CITICとの協業が有効であると考え、CITICがSB0に30%資本参加をすることを含む覚書を締結いたしました。なお、覚書締結後の交渉により、CITICによるSB0への資本参加は、SB0が間接保有を含め大黒屋グローバルの株式を100%保有することを前提とされております。

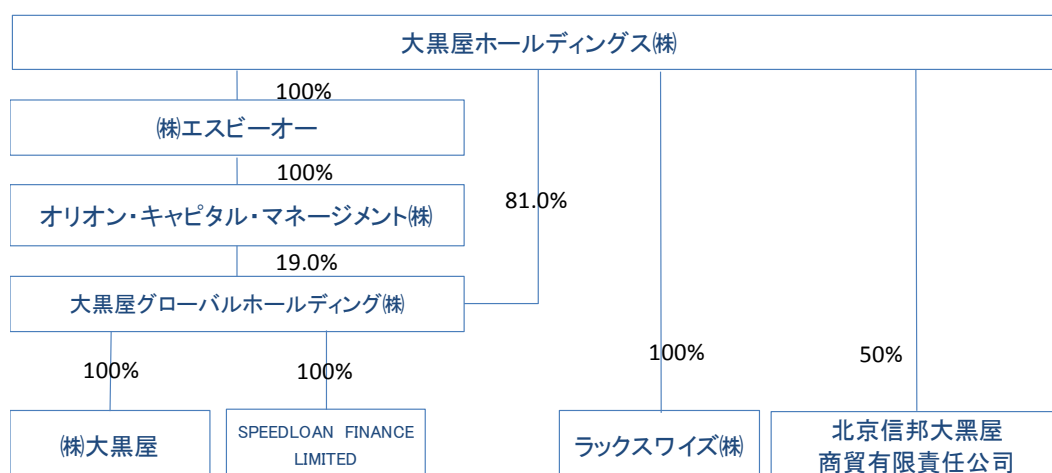
本株式併合により、当社及びオリオン・キャピタル・マネージメント（株）以外の株主の皆様が保有する大黒屋グローバル株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

なお、株式併合以降の資本構成を示すと以下のようになります。

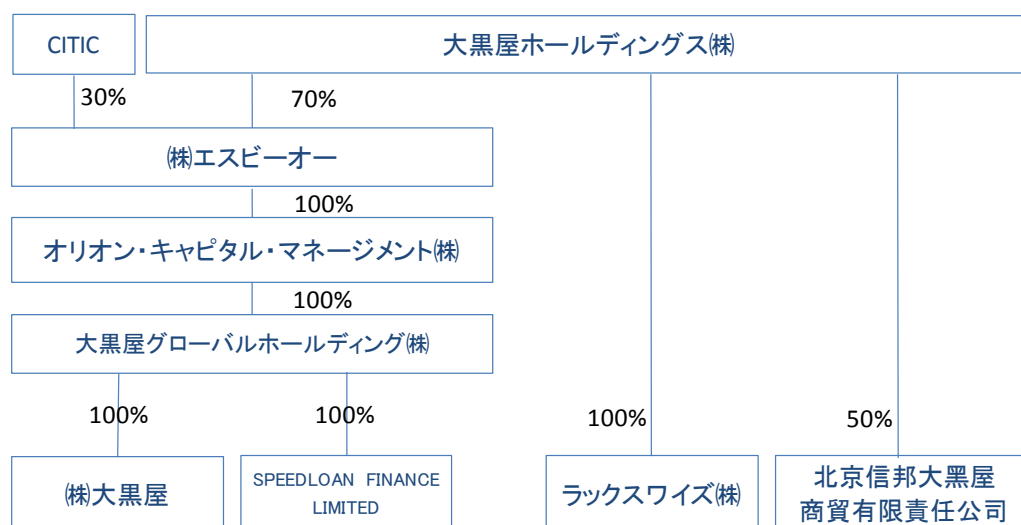
①現在の資本構成



②株式併合後の資本構成



③CITIC出資後のイメージ（未定）



※当社が保有する大黒屋グローバル株式をオリオン・キャピタル・マネージメント(株)に移管した場合

3. 株式の併合の要旨

(1) 株式の併合の日程

① 本定時株主総会基準日	平成29年3月31日
② 取締役会決議日	平成29年6月2日
③ 本定時株主総会開催日	平成29年6月28日(予定)
④ 株式の併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

(2) 株式の併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

大黒屋グローバル株式会社について、3,400,000株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

82,177,529株

④ 効力発生前における発行済株式総数

82,177,550株

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

21株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

100株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「1. 株式の併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、当社及びSB0以外の株主の皆様が保有する大黒屋グローバル株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付することになります。当該売却について、大黒屋グローバルは、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社及びSB0に売却し、又は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所

の許可を得て当社が買い取ることを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が有する大黒屋グローバル株式の数に105円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

4. 株式の併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

当社と大黒屋グローバルは、下記の大黒屋グローバルが取得した算定結果に基づき、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額について協議して参りました。当該金銭の額に係る両社の考え方は以下のとおりです。

当社の考え方

当社では、大黒屋グローバルの今後の収益拡大を見込んだ上で、その収益の連結取り込みを目的としているため、当該収益拡大を前提とした事業計画を基に算定された大黒屋グローバルの企業価値を前提とし、当該企業価値に一定のプレミアムを付した金銭を大黒屋グローバルの少数株主に対して割り当てることが適当であると考えており、プレミアムの水準を含め、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額は合理的な水準であると判断しております。

大黒屋グローバルの考え方は次のとおりです。

① 親会社等がある場合に親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

大黒屋グローバルの取締役会は、併合の割合及び端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額に対する評価を行うにあたり、その意思決定の過程における公正性を担保する目的で、下記「(2) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の各措置を実施しています。

② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合においては、上記「2. 株式の併合の要旨」の「(2) 株式の併合の内容」の「⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、株主の皆様が有する大黒屋グローバル株式の数に105円を乗じた額を、株主の皆様へ交付することが見込まれています。

上記金額につきましては、(i)大黒屋グローバルが当社グループとは資本的及び人的関係のない独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（本社所在地：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役：能勢元、以下「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」といいます。）から平成29年5月25日に取得した本株式価値算定書における配当還元法による算定結果である1株あたり株

式価値（41円）及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下、「DCF方式」といいます。）による算定結果である1株あたり株式価値（104.46円）を上回っていること、(ii) 下記「（2）本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置が取られており、少数株主への配慮がなされていると認められること等を踏まえ、大黒屋グローバルは、上記金額及び本株式併合に係るその他の諸条件が大黒屋グローバルの株主の皆様にとって妥当であり、本株式併合は大黒屋グローバルの株主の皆様に対して合理的な価格により行われるものであると判断しています。

以上のことから、大黒屋グローバルは、端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しています。

- ③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

（2）本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

- ① 大黒屋グローバルにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

大黒屋グローバルの取締役会は、併合の割合及び端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額に対する評価を行うにあたり、その意思決定の過程における公正性を担保する目的で、東京フィナンシャル・アドバイザーズを選定し、平成29年5月25日付で本株式価値算定書を取得しています。東京フィナンシャル・アドバイザーズは、大黒屋グローバル、当社及びSBOの関連会社には該当せず、本株式併合に関して重要な利害関係を有していません。なお、大黒屋グローバルは、併合の割合及び端数処理により株主に交付することが見込まれる金額の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

東京フィナンシャル・アドバイザーズは、複数の株式価値算定手法の中から大黒屋グローバル株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、大黒屋グローバルが継続企業であるとの前提のもと、大黒屋グローバルの収益力や事業リスクを適切に株式価値に反映させることが可能であるという観点からDCF方式を、配当のみを期待する株主の保有株式の評価として適切であるという観点から配当還元方式を採用し、これら各手法に基づき、大黒屋グローバル株式の株式価値を算定しています。

東京フィナンシャル・アドバイザーズが上記各手法に基づき算定した大黒屋グローバル株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。

配当還元方式：41円

DCF方式：104.46円

まず、配当還元方式では、大黒屋グローバルの配当実績がないため、年配当金額を

2.5円と仮定した上で、大黒屋グローバル株式の1株当たりの株式価値を41円と算定しています。

次に、DCF方式では、大黒屋グローバルの平成30年3月期の事業計画等を考慮した大黒屋グローバルの将来の収益予想に基づいております。なお、平成30年3月期は「2. 株式併合の目的及び理由」に記載した要因により、前期比412%の大幅な改善を見込んでおります。その結果株式価値を104.46円と算定しております。

大黒屋グローバルの取締役会は、東京フィナンシャル・アドバイザーズより、当社株式の価値に関する算定手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、東京フィナンシャル・アドバイザーズによる上記算定結果の合理性を確認しています。

- ② 大黒屋グローバルにおける利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

大黒屋グローバルは、上記「1. 株式の併合の目的及び理由」に記載の理由に基づき、平成29年6月2日開催の取締役会において、本株式併合を決議しています。当該取締役会においては、大黒屋グローバルの代表取締役である小川浩平氏が当社の代表取締役及びSBOの取締役を兼任していること、大黒屋グローバルの取締役である辛羅林氏が当社及びSBOの取締役を兼任していること、大黒屋グローバルの取締役である鞍掛法道氏が当社の取締役を兼任していることから、二段階の決議を行うこととし、利益相反の疑いを回避する観点から、まず、小川浩平氏、辛羅林氏及び鞍掛法道氏以外の2名の取締役において審議の上、その全員一致で、本株式併合の決議を行った後、さらに、会社法第369条に定める取締役会の定足数を考慮し、辛羅林氏及び鞍掛法道氏を加えた4名の取締役にて改めて審議し、その全員一致で上記決議を行っています。また、大黒屋グローバルの監査役3名のうち、当社及びSBOの監査役を兼任する永井卓氏は、本株式併合の公正性を担保する観点から、上記取締役会には出席しておらず、上記取締役会には、同監査役を除く大黒屋グローバルの監査役2名が出席し、大黒屋グローバルの取締役会が本株式併合の決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べています。

5. 今後の見通し

本株式併合後の大黒屋グローバルの役員構成を含む経営体制の詳細については、本株式併合後、当社及びSBOと協議しながら決定していく予定です。

以上